
瑞穂町無電柱化推進計画

令和 7（2025）年 3 月

瑞穂町

はじめに

瑞穂町では、令和3年3月に第5次瑞穂町長期総合計画を策定し、“緊急輸送道路における無電柱化の推進”に取り組むこととし、令和3年度から町道3号線の無電柱化の設計に着手しました。さらに、令和5年3月には瑞穂町道路整備方針を策定し、重点化すべき事項として“防災対策と連携した道路整備”を位置付け、緊急輸送道路における無電柱化を推進しています。

近年では、令和6年1月に能登半島地震が発生したほか、同年8月には、日向灘の地震に伴う、南海トラフ地震臨時情報が発令されました。関東でも首都直下地震など、巨大地震のリスクは年々高まりつつあります。

こうした大災害の時に、住民の皆様の救援活動の要となる道路が緊急輸送道路であり、倒壊した電柱が避難や救助活動の妨げとなることは避けなければなりません。

多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸をはじめ、福生都市計画道路3・5・23号線の建設など、まちづくりが大きな節目を迎える中、激甚化・頻発化する台風や地震等の自然災害に的確に対応し、住民の皆様の安全で快適な生活を守るため、この度、瑞穂町無電柱化推進計画を策定しました。本計画は、平成28年度に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、瑞穂町における無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため定めるものです。

今後も、本計画に基づき、国や東京都の補助金や技術的な支援を活用しながら、着実に無電柱化事業を推進してまいります。さらに、瑞穂町地域防災計画や瑞穂町耐震改修促進計画など、関連する他計画との整合と連携を図り、安全で快適なまちづくりをより一層推進してまいります。

瑞穂町無電柱化推進計画 目次

1. 無電柱化の意義と目的	1
1-1 道路上の電柱・電線に係るあらまし	1
1-2 無電柱化の意義	3
1-3 無電柱化の目的	4
2. 無電柱化推進計画の趣旨	5
2-1 計画策定の背景	5
2-2 計画の目的と位置付け	6
2-3 計画の期間	6
3. 無電柱化の手法と課題	7
3-1 無電柱化の手法	7
3-2 無電柱化の各手法における課題	8
4. 無電柱化を推進する路線	12
4-1 無電柱化推進に関する基本方針	12
4-2 無電柱化計画路線の選定の考え方	12
4-3 無電柱化計画路線	13
5. 無電柱化を推進する施策	15
5-1 国や都の支援制度の活用	15
5-2 企業者調整会議の開催	15
5-3 推進体制の強化	15
5-4 電柱を増やさない取組み	15
5-5 無電柱化事業への理解と関心の向上	16
《巻末資料》関連法令	17

1

無電柱化の意義と目的

1-1 道路上の電柱・電線に係るあらまし

道路上の電柱・電線に関する歴史は古く、明治初期まで遡ります。明治2（1868）年、横浜灯明台役所－裁判所間で官用電信線が架設され、初めての電柱が設置されました。その後、明治初期から中期にかけて、東京－横浜間で電信や電話が開通したことや、本国初めての電気事業者が開業したことなどを通して、電柱と電線が徐々に普及していきました。当初、電柱と電線が景観を損なう要因となることなどの理由で、一部の市街地で地中配電線が採用されました。

しかし、地中配電線は架空配線（電柱と電線）と比較して高額かつ整備に長期間を要するという特徴があります。こうした特徴のため、大正から昭和初期にかけて、不景気や戦時体制などにより高額な地中配電線の普及は進みませんでした。また、終戦を迎え、昭和20（1945）年以降は、戦争による大きな被害からの復旧のため、いかに早く安く電気通信網を整備するかが至上命令とされ、架空配線の普及が進みました。さらに、高度経済成長期においては、東京において市街地が急速に拡大したことから、整備期間が短く、安価な整備方式である架空配線による整備が進みました。こうした背景を経て、これまでに全国の道路と民地をあわせて約 3,600 万本もの電柱が建てられ、現在も年々増加しています。

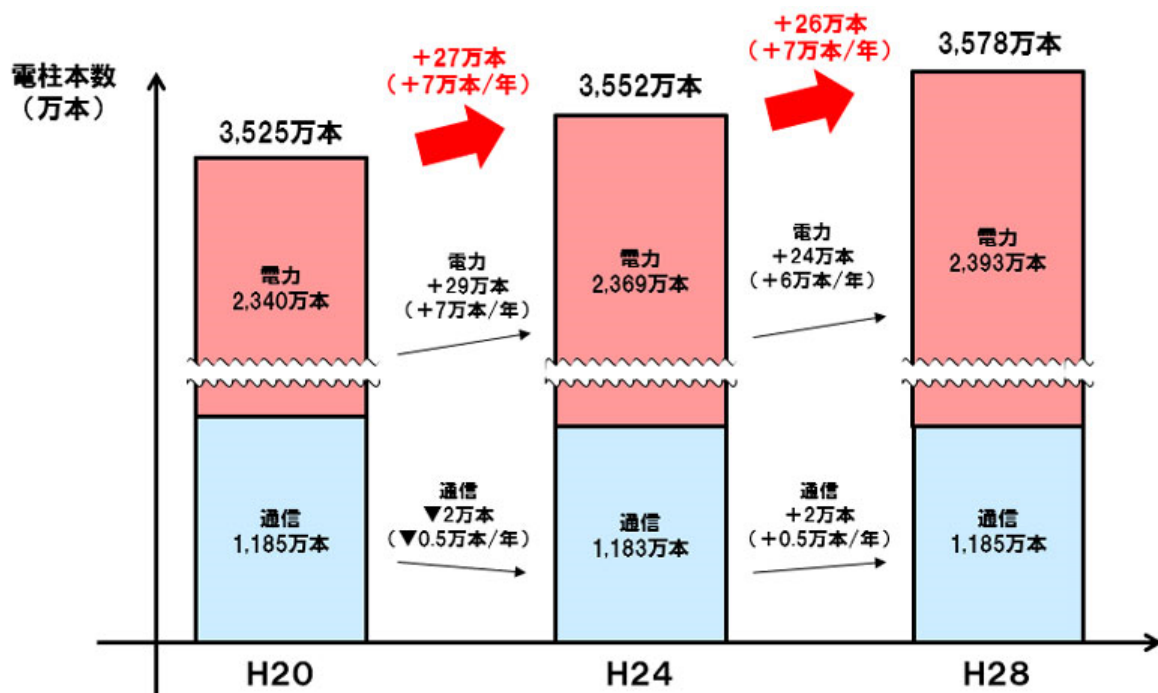


図 1.1 全国の電柱本数の推移

出典：国土交通省ホームページ

(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_03.html)

道路上の電柱・電線に係る年表

出典：国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/chicyuka/pdf04/08.pdf>)

年号	明治	大正	昭和	平成	
	M 2 年 M 4 年 M 23 年 M 44 年 T 8 年 T 10 年 T 14 年 T 15 年 S 20 年 S 27 年 S 38 年 S 41 年 S 53 年 S 58 年 S 59 年 S 60 年 S 61 年 H 3 年 H 7 年 H 11 年 H 16 年 H 20 年 H 21 年 H 25 年 H 28 年	東京―横浜間に電話開通（通信省）※3 【電信線電話線建設条例】 通信省による電信線電話線の建設に際し、土地所有者はこれを拒めない旨規定（公物管理者に対しては通知の上で建設可能） 地中配電線を初めて採用（低圧の特殊需要家への引込線）※8 東京市、幹線道路の全面舗装化に伴う都市内電力線の地中化を推進※8 【電気工作物規定】 市街地での「原則地中化」を義務付け 「市内の人家の多いところでは（中略）直接埋設式・管路式いずれかによること」※9 【旧道路法】 電信線電話線建設条例の対象から道路法上の道路を除外。道路占用許可の対象とした。（国の事業は主務大臣との協議） 不景気、海外進出、戦時体制などにより地中化は進展せず※8 関東大震災の復興事業の一環として、都内に日本初の共同溝を整備（九段坂等）※4 架空線の普及（戦争による大きな被害の復旧のため、いかに早く安くが至上命令、地中配電は変電所周辺程度で実施）※8 【道路法】 電線・電柱を引き続き道路占用許可の対象とするとともに、民間の建設するものも含め義務義務占用（一定の要件に適合するときは必ず許可）として位置付け 【共同溝法】 電線・ガス管等を収容する共同溝の整備を各種特例により推進	東京銀座で無電柱化実現※7 【共同溝法】 電線・ガス管等を収容する共同溝の整備を各種特例により推進 第一次円高差益問題 （円高差益を地中化推進に当てるべし）との提言多数となるも、実現せず※10 【道路法】 電線・電柱を引き続き道路占用許可の対象とするとともに、民間の建設するものも含め義務義務占用（一定の要件に適合するときは必ず許可）として位置付け 【共同溝法】 電線・ガス管等を収容する共同溝の整備を各種特例により推進 第二次円高差益問題 （十年間で五〇〇〇km地中化（経済政策研究会提言））※10 ニューメディア網整備における検討（CATV網や光ファイバ網を地中整備とするか架空整備とするかの検討を実施）※10 国でキャブシステムの試験施工行実施（日本橋馬喰町）※8	【無電柱化の推進に関する法律】 ・国に計画策定などを義務付け ・電柱又は電線の設置の抑制及び撤去、技術開発等の推進の措置を要請 直轄国道の緊急輸送道路における道路法第37条に基づく電柱新設の禁止 【道路法改正】 防災上重要な道路において電柱を含む物件の占用を制限できるよう措置（法37条） 無電柱化に係るガイドライン（第6期） 【歴史まちづくり法】 認定歴史的風致維持向上計画に規定する道路において電線共同溝法の特例※14を適用できるよう措置 無電柱化推進計画（第5期） 【景観法】 景観重要道路において電線共同溝法の特例※13を適用できるよう措置 新電線類地中化計画（第4期） 第3期電線類地中化計画（第3期）：電線共同溝方式（単管方式）の適用開始 【電線共同溝法】 電線を収容する電線共同溝の整備を各種特例により推進。併せて電線共同溝整備道路における電線・電柱の道路占用を制限。 第2期電線類地中化計画（第2期）：キャブシステム、管路方式等の中から選定 電線類地中化計画（第1期）：キャブシステム、管路方式、直接埋設方式等の中から選定 「キャブシステム研究委員会」（学識経験者、関係省庁、関係公益事業者で構成）を設置※8 【道路法】 電線・電柱を引き続き道路占用許可の対象とするとともに、民間の建設するものも含め義務義務占用（一定の要件に適合するときは必ず許可）として位置付け 【共同溝法】 電線・ガス管等を収容する共同溝の整備を各種特例により推進	
電柱・電線の変遷	M 2 年 横浜灯明台役所―裁判所間 官用電信線架設（初めての電柱設置）※1 M 4 年 東京―横浜間で電信が始まる※2 M 23 年 【電信線電話線建設条例】 通信省による電信線電話線の建設に際し、土地所有者はこれを拒めない旨規定（公物管理者に対しては通知の上で建設可能） M 44 年 東京―横浜間に電話開通（通信省）※3 T 8 年 【旧道路法】 電信線電話線建設条例の対象から道路法上の道路を除外。道路占用許可の対象とした。（国の事業は主務大臣との協議） T 10 年 東京市、幹線道路の全面舗装化に伴う都市内電力線の地中化を推進※8 T 14 年 関東大震災の復興事業の一環として、都内に日本初の共同溝を整備（九段坂等）※4 T 15 年 不景気、海外進出、戦時体制などにより地中化は進展せず※8 S 20 年 架空線の普及（戦争による大きな被害の復旧のため、いかに早く安くが至上命令、地中配電は変電所周辺程度で実施）※8 S 27 年 【道路法】 電線・電柱を引き続き道路占用許可の対象とするとともに、民間の建設するものも含め義務義務占用（一定の要件に適合するときは必ず許可）として位置付け S 38 年 【共同溝法】 電線・ガス管等を収容する共同溝の整備を各種特例により推進 S 41 年 東京銀座で無電柱化実現※7 S 53 年 第一次円高差益問題 （円高差益を地中化推進に当てるべし）との提言多数となるも、実現せず※10 S 58 年 国でキャブシステムの試験施工行実施（日本橋馬喰町）※8 S 59 年 ニューメディア網整備における検討（CATV網や光ファイバ網を地中整備とするか架空整備とするかの検討を実施）※10 S 60 年 第二次円高差益問題 （十年間で五〇〇〇km地中化（経済政策研究会提言））※10 S 61 年 電線類地中化計画（第1期）：キャブシステム、管路方式、直接埋設方式等の中から選定 H 3 年 第2期電線類地中化計画（第2期）：キャブシステム、管路方式等の中から選定 H 7 年 【電線共同溝法】 電線を収容する電線共同溝の整備を各種特例により推進。併せて電線共同溝整備道路における電線・電柱の道路占用を制限。 H 11 年 新電線類地中化計画（第4期） H 16 年 【景観法】 景観重要道路において電線共同溝法の特例※13を適用できるよう措置 H 20 年 【歴史まちづくり法】 認定歴史的風致維持向上計画に規定する道路において電線共同溝法の特例※14を適用できるよう措置 H 21 年 無電柱化に係るガイドライン（第6期） H 25 年 【道路法改正】 防災上重要な道路において電柱を含む物件の占用を制限できるよう措置（法37条） H 28 年 直轄国道の緊急輸送道路における道路法第37条に基づく電柱新設の禁止	M 19 年 初めての電気事業者として 東京電灯会社（現東京電力） が開業※2 T 2 年 日本電灯開業※2 T 12 年 関東大震災 S 20 年 終戦 S 23 年 建設省設置（建設院廃止）※6 S 24 年 電気通信省及び郵政省、 通商産業省設置 （通信省、商工省廃止）※5 S 26 年 九つの電力会社設立※2 S 27 年 日本電信電話公社設立※6 S 60 年 日本電信電話株式会社設立	H 23 年 東日本大震災 H 7 年 阪神・淡路大震災 H 13 年 内閣に「T 総合戦略本部」 が設置 公益事業者の電柱・管路等 使用に関するガイドライン策定		
関連事象	M 19 年 初めての電気事業者として 東京電灯会社（現東京電力） が開業※2 T 2 年 日本電灯開業※2 T 12 年 関東大震災 S 20 年 終戦 S 23 年 建設省設置（建設院廃止）※6 S 24 年 電気通信省及び郵政省、 通商産業省設置 （通信省、商工省廃止）※5 S 26 年 九つの電力会社設立※2 S 27 年 日本電信電話公社設立※6 S 60 年 日本電信電話株式会社設立	H 23 年 東日本大震災 H 7 年 阪神・淡路大震災 H 13 年 内閣に「T 総合戦略本部」 が設置 公益事業者の電柱・管路等 使用に関するガイドライン策定			
主な整備方法	架空方式（電線管理者） 地中方式（単独）（電線管理者） 電気工作物規程 大正8年度改正 市街地ノ道路ニハ電車線路ヲ除ク外ニ箇 以上ノ架空電線路ヲ建設スルコト得ス 日本橋通り 大正初期※9	架空方式（電線管理者） 地中方式（単独）（電線管理者） 昭和初期 東京・文京区の住宅街※10	架空方式（電線管理者） 地中方式（単独）（電線管理者） 昭和5年頃 室町姉小路付近※11	架空方式（電線管理者） 地中方式（単独）（電線管理者） 昭和23年 横浜市※12	架空方式（電線管理者） 地中方式（単独）（電線管理者） 地中方式（キャブシステム） 道路管理者主体 多くのケーブルが架かる電柱 京都市上賀茂神社鳥居前 京都市先斗町 キャブシステム 電線共同溝

【出展】 ※1 鈴木悦朗、三浦裕二「明治・大正期の道路占用制度にみる電柱立国の原点」
※2 電気事業連合会HP「電気史の原点（日本の電気事業と社会）」
※3 電子情報通信学会HP「知識の森」
※4 東京国道HP「地下空間事業」
※5 国立国会図書館「日本の行政機構改革 レファレンス平成27年9月号」
※6 総務省情報通信白書HP「メディア歴史館」
※7 NTHP「よもやまツウケン」
※8 キャブシステム 技術マニュアル（案）解説
※9 村松貞次郎監修「街 明治 大正 昭和 一絵巻物にみる日本近代都市の歩み1902～1941」一（写真）
※10 1994日本電柱記 大越孝敬
※11 『東京の都市空間』プロセスアーキテクチャ社（写真）
※12 目で見える電柱広告の歴史（東電広告（株））（写真）
※13 景観上重要な道路について電線共同溝整備の道路に指定し、電柱・電線の道路占用を制限することが可能
※14 歴史的風致維持向上のための道路について電線共同溝整備の道路に指定することが可能

1-2 無電柱化の意義

一方、道路上に多くの電柱が建てられたことで、様々な問題が起こっています。

1点目は防災上の問題です。日本は台風や地震などの自然災害が頻発する風土であり、道路上の電柱が倒れる事例が少なくありません。電柱が倒れて道路を閉塞してしまうと、円滑な避難の妨げになるほか、緊急車両の通行などの救助活動の支障となります。

2点目は電柱の設置に伴って歩行空間が狭くなり、歩行空間の安全性や快適性が損なわれるという問題です。歩行空間は歩行者だけではなく、車いすやベビーカーなどが安全に通行できるような空間を確保する必要があります。しかし、電柱の設置に伴い、電柱を避けるために歩行者が車道に出なければならなかったり、車いすやベビーカーの通行に支障をきたしたりするなどの状況が発生しています。

3点目は、景観が悪化するという問題です。電柱と電線の普及が始まった明治初期から150年以上が経過し、電柱や電線がある風景が当たり前となりつつありますが、日本の伝統的な景観や地域のランドマークを望む景観などが電柱や電線により悪化している状況が散見されます。

このような問題への対応として、道路上から電柱や電線を取り除く“無電柱化”に取り組んでいく必要があります。



写真 1.1 災害時の救援活動を妨げる電柱



写真 1.2 通行を妨げる電柱



写真 1.3 景観を台無しにする電柱

出典：国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/pdf/26-01.pdf>)
(<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>)

1－3 無電柱化の目的

このような状況を踏まえて、国や東京都では、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」を目的に、無電柱化を推進してきました。今後、瑞穂町においても、国や東京都などの関係事業者と連携し、無電柱化を推進していきます。

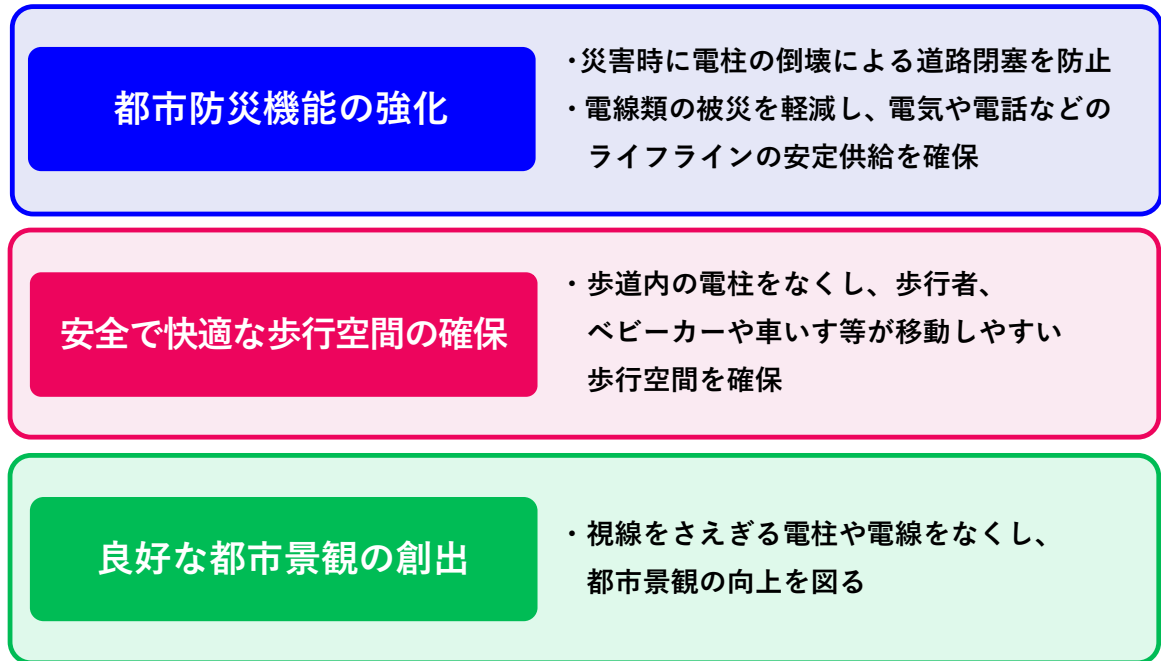


図 1.2 無電柱化の3つの目的

2

無電柱化推進計画の趣旨

2-1 計画策定の背景

我が国では、昭和 60 年代初頭から、電線類を地中へ埋設するなど無電柱化に取り組んできました。国においては昭和 61 年に電線類地中化計画（第 1 期）を策定したほか、東京都も同年に第一期電線類地中化計画を策定しています。以降、各計画の更新や改訂を繰り返して、今日まで無電柱化について計画的に取り組み、一定の整備が図られてきました。

平成 28 年には、「無電柱化の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月 16 日法律第 112 号）（以下、「無電柱化法」という。）が施行されました。無電柱化法では、国は無電柱化推進計画を定めなければならないとされ、都道府県や市町村についても無電柱化推進計画を定めるよう努めることとされました。これを受けて、国においては、平成 30 年 4 月に初の法定計画となる「無電柱化推進計画」が策定され、無電柱化施策の基本方針や目標が示されました。

また、東京都では平成 29 年に、「東京都無電柱化推進条例」が施行され、平成 30 年 3 月には、条例に基づく「東京都無電柱化計画」が策定されました。

瑞穂町では、令和 3 年 3 月に第 5 次長期総合計画を策定し、“緊急輸送道路における無電柱化の推進”を位置付けており、令和 3 年度から町道 3 号線の無電柱化事業（令和 3 年度から令和 13 年度予定）に着手しました。

これらを踏まえ、瑞穂町においても無電柱化法第 8 条第 2 項に基づき、「瑞穂町無電柱化推進計画」（以下、「本計画」という。）を令和 7 年 3 月に策定しました。



瑞穂町公式キャラクター

みずほまる

国では 30 年以上前から
無電柱化に取り組んでいたんだね

2-2 計画の目的と位置付け

本計画は、無電柱化法に基づく、瑞穂町における無電柱化の推進に関する施策についての計画です。上位計画である国の「無電柱化推進計画」や東京都の「東京都無電柱化推進条例」のほか、町の「第5次瑞穂町長期総合計画」に則すとともに、関連する法令や条例等を踏まえ、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため定めるものです。

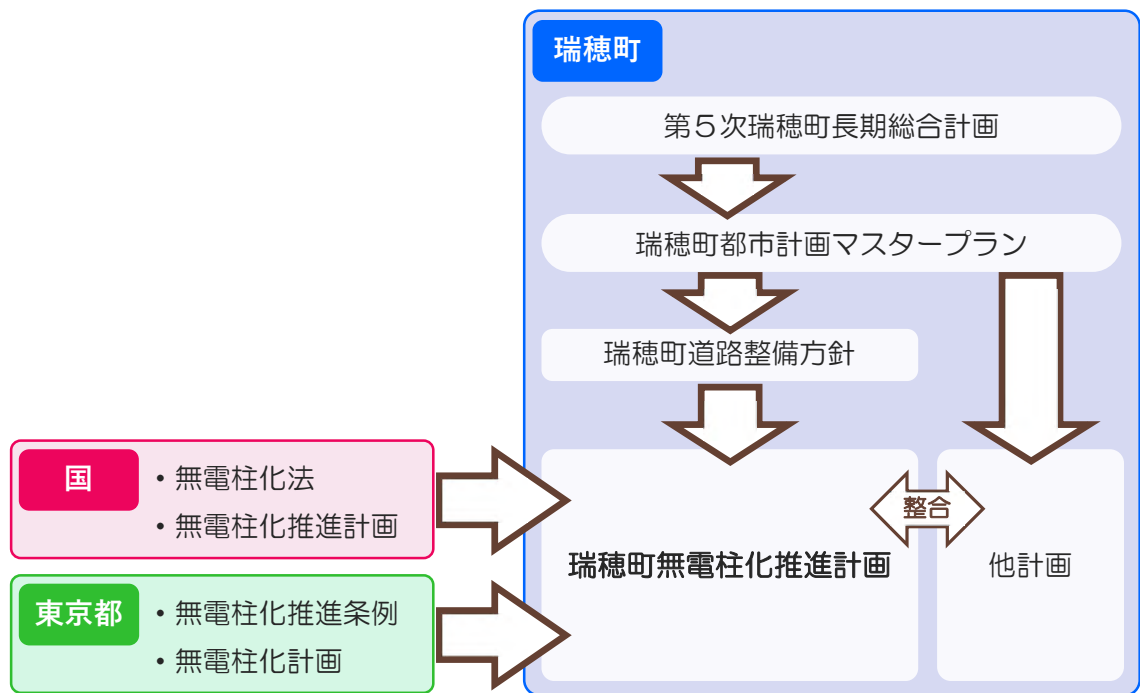


図 2.1 計画の位置づけ

2-3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和13年度までとします。

また、無電柱化に関する国や東京都の動向、社会情勢の変化等にあわせて、適宜見直しを行います。

3 無電柱化の手法と課題

3-1 無電柱化の手法

道路上から電柱や電線を取り除く無電柱化には、様々な手法があります。

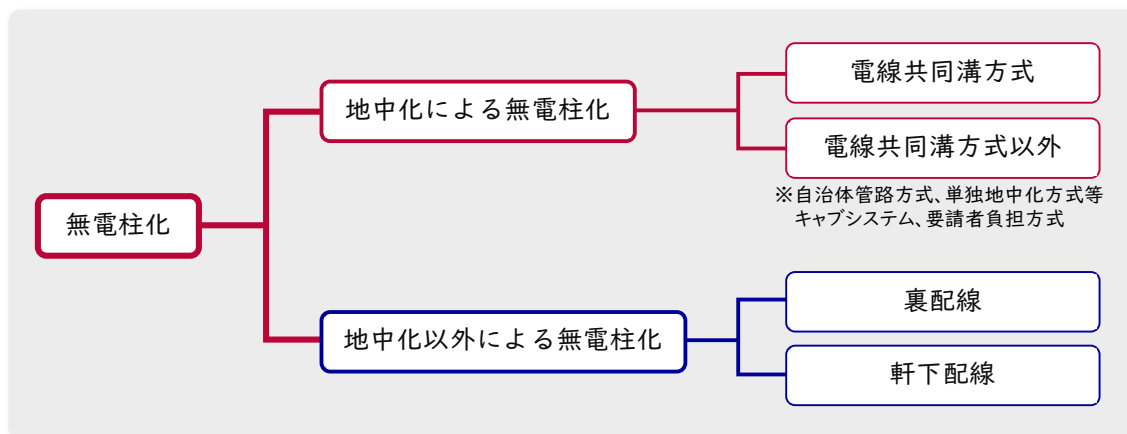


図 3.1 無電柱化手法の分類

無電柱化の手法は、電線類の地中化（地中化：地中に埋設すること）による手法と地中化以外による手法に大別されます。

さらに、地中化による無電柱化手法は、電線共同溝方式とそれ以外の方式に分けられます。電線共同溝は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき整備される事業で、現在では無電柱化の方式の中で主流となっています。

一方で、電線共同溝は歩道幅員が狭い道路や歩道が全くない道路では整備が難しいことも多く、そのような場合は地中化以外による無電柱化方式も含めて柔軟に検討していく必要があります。

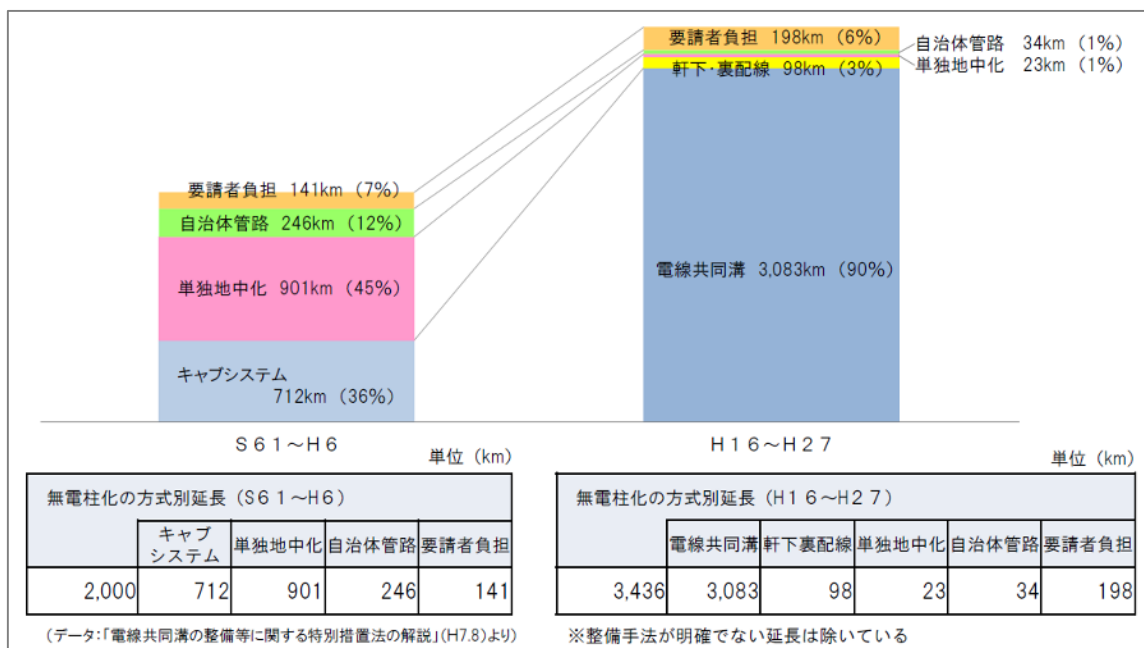


図 3.2 無電柱化の方式別整備延長

出典：国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/chicyuka/pdf04/O9.pdf>)

3-2 無電柱化の各手法における課題

無電柱化の各手法には、それぞれ強みと課題があります。

電線共同溝方式の場合、管路方式であり災害に強いという強みがある一方、多額の事業費を要すること、事業期間が長いことなどの課題があります。また、歩道が狭い或いは歩道がない道路では整備が難しいという課題があります。

裏配線の場合、地中化による無電柱化方式と比較して安価という強みがある一方、裏配線により地区全体としては電柱が増える可能性が高いことや、裏通りに電柱を建てるため裏通りが犠牲になるという課題があります。

軒下配線の場合、地中化による無電柱化方式と比較して安価という強みがある一方、沿道家屋の所有者の合意形成や沿道家屋の建替えに支障が出ること、建物の強度等に確認が必要なことなどの課題があります。

無電柱化を実施する際は、このような各手法に関する特徴を踏まえて、路線毎の状況に即した最適な手法を適用する必要があります。

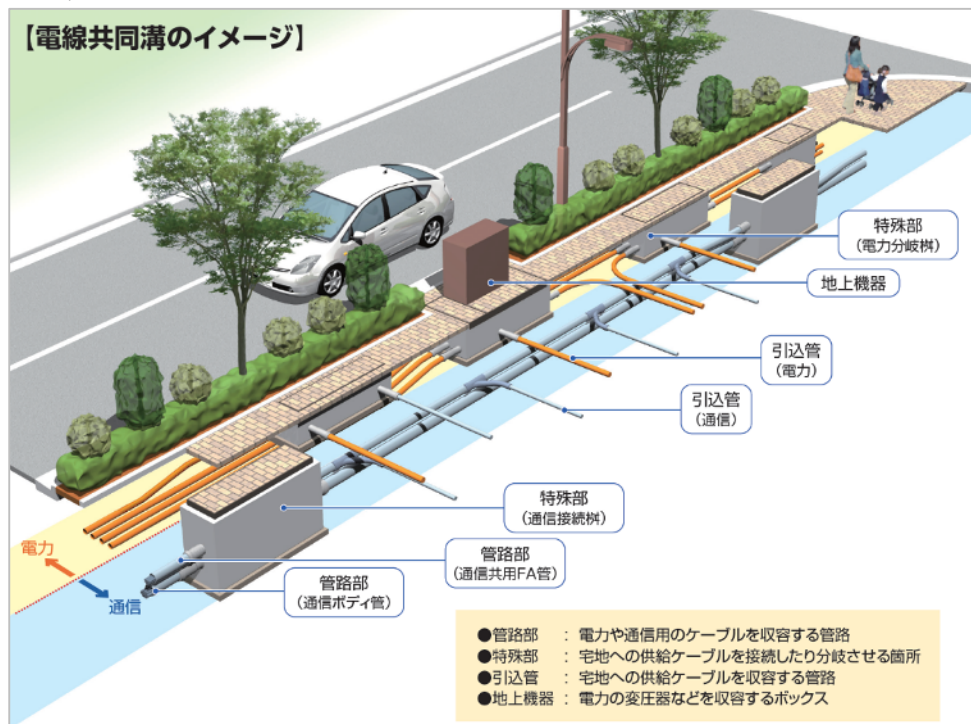


図 3.3 電線共同溝のイメージ

出典：東京都建設局ホームページ (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000052902>)

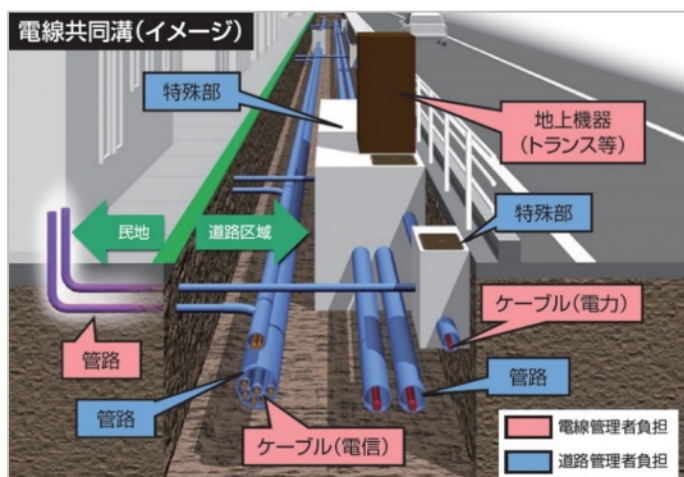


図 3.4 電線共同溝の構造と費用負担

出典：国土交通省ホームページ

(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_19.html)

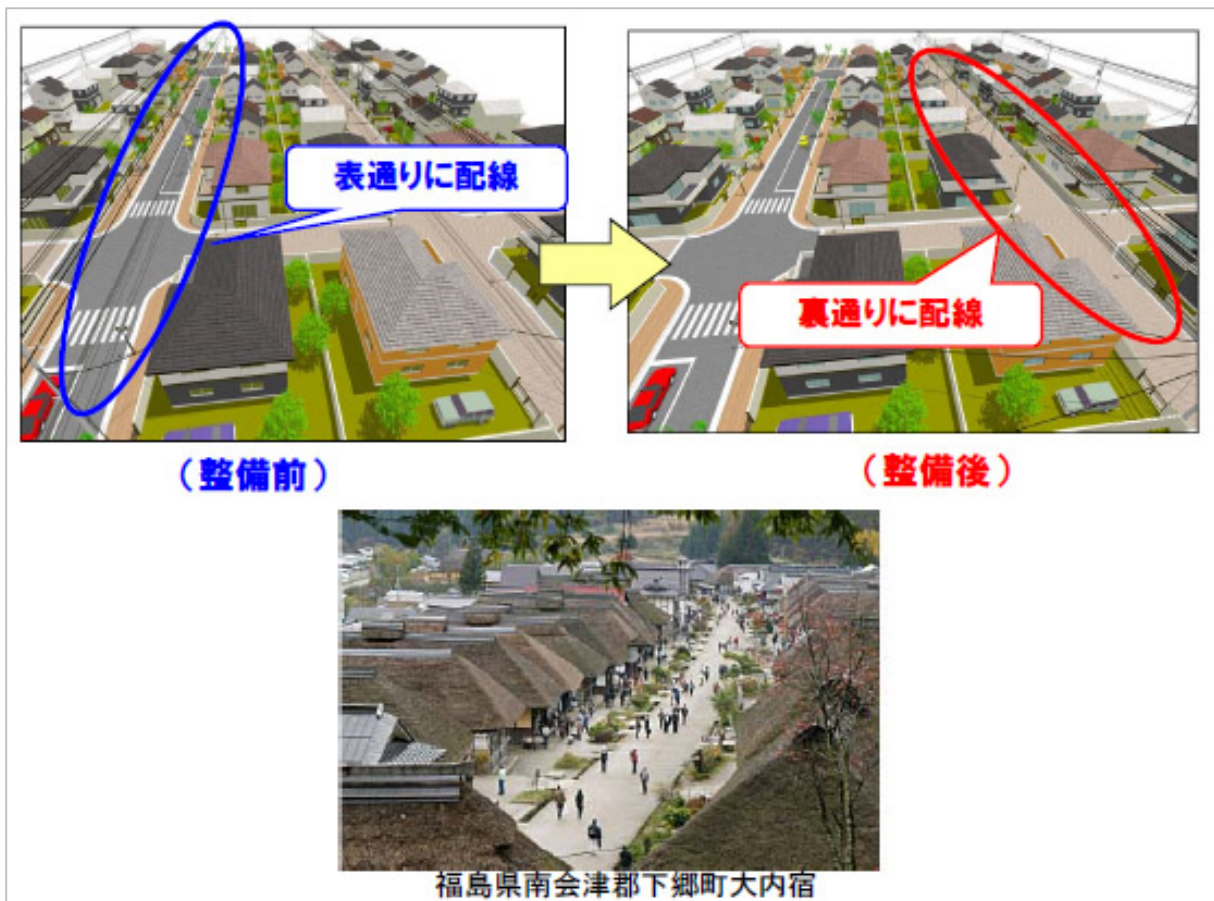


図 3.5 裏配線のイメージ図

出典：国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html)

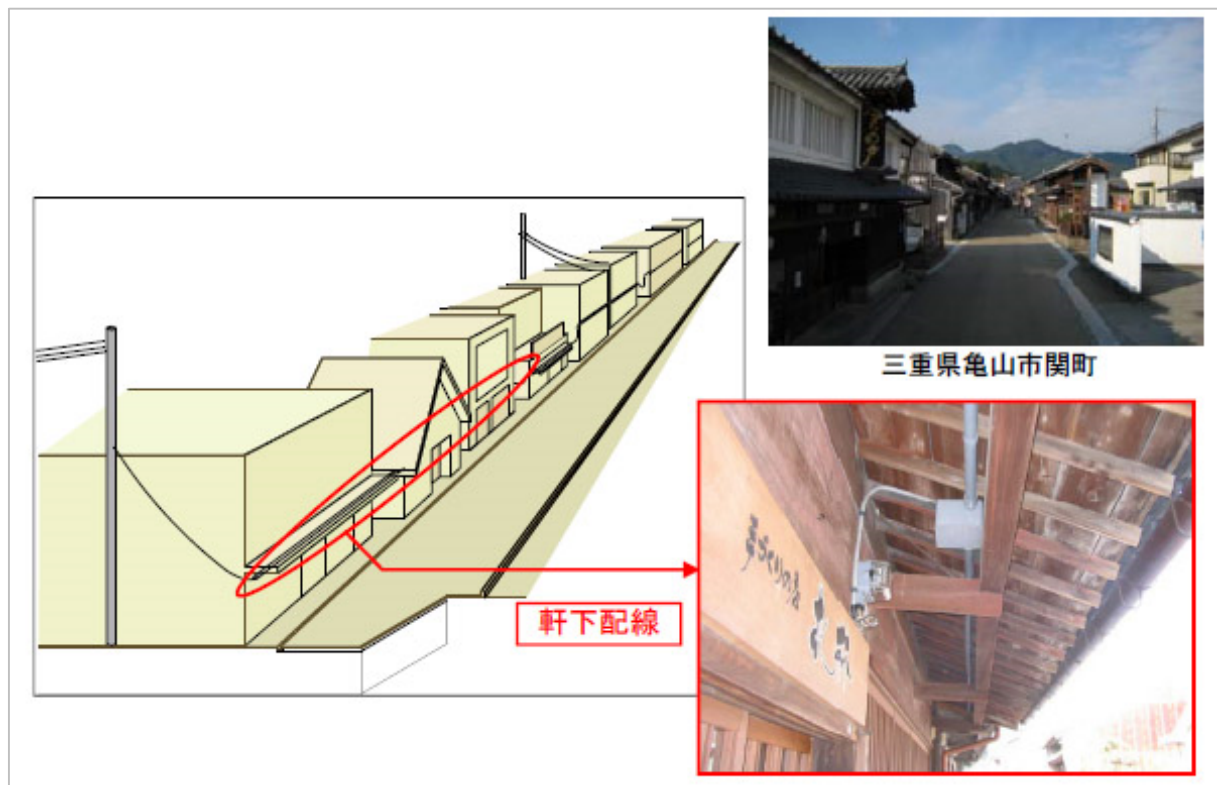


図 3.6 軒下配線のイメージ図

出典：国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html)



～コラム～

電線共同溝方式の課題と今後の取組

電線共同溝方式には、地震や台風などの自然災害に強いという長所があります。一方で、電線共同溝の整備には課題があります。

課題1 整備に多額の費用を要する

国土交通省の試算（平成26年度）では、電線共同溝1kmの整備に約5.3億円の事業費が必要となります。

課題2 整備に長い期間を要する

400mの整備に、設計を含めて約7年の事業期間が必要となります。

課題3 地上機器の設置場所の確保

地上機器の設置には、場所の確保や沿道の方との調整が必要となります。そのため、歩道が狭い・歩道がない道路では設置が困難になります。



図 電線共同溝の整備の流れ

出典：東京都建設局ホームページ (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/2025-02-13-113028-223>)



これらの課題に対応するため、国や東京都では関係事業者等と協力して様々な検討を行っています。

取組1 技術開発・コスト削減の促進

東京都は平成28年度にコスト削減に向けた技術検討会を設置し、電線管理者や通信企業等との関係事業者と連携して多様な整備手法・低コスト手法の開発に向け技術検討を実施しています。検討結果は、適宜、技術基準書に反映させています。

出典：東京都建設局ホームページ
(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/00052901>)

【埋設深さの浅層化】	【新たな管路材料の採用】
埋設深さの改定により、土工にかかるコスト削減や作業時間の短縮を実現 多摩ニュータウン通り等の都道において、実施中	従来のCCVP管より安価なECVP管や施工性も考慮した角形多束電線管への移行 ECVP管：2019（令和元）年9月より導入 角形多束電線管：2020（令和2）年度より島しょ地域において試験施工実施
【特殊部のコンパクト化】	
特殊部内での作業性等を検証し、コンパクト化を実現 ・2020（令和2）年4月マニュアル（改定）に反映 ・今後都道に適用し、支障物移設を回避	

取組2 事業のスピードアップ

国では、各工事の同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するため、包括発注等を推進しています。国は、引き続きモデル事業を実施し、その成果を分析・評価した上で、包括発注等を円滑に進めるため手引きやマニュアルを作成し、普及拡大に取り組んでいきます。

取組3 地上機器や特殊部のコンパクト化

東京都は、電線管理者に対して、地上機器のコンパクト化等の技術開発に加えて、地域の状況に応じた地上機器の形状や設置のための用地確保の仕組み構築を検討するよう促しています。

出典：東京都建設局ホームページ
(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000052901>)

【地上機器のコンパクト化】	【街路灯一体型変圧器】
【一般的な地上機器】 【機能分離タイプの地上機器イメージ】（東京電力FGより提供） 沿道調整の際に設置場所が課題となるため、地上機器のコンパクト化が有効 半地下タイプ：2019（令和元）年に都道で初の設置 機能分離タイプ：実証試験実施中	【街路灯一体型変圧器イメージ】（東京電力FGより提供） 道幅の狭い道路の無電柱化を進めるため、街路灯と変圧器とが一体となった街路灯一体型変圧器を開発（地上機器が不要） 実用化に向け開発中



瑞穂町では、国や東京都の最新の動向を注視しながら、コスト削減と事業のスピードアップを意識して、無電柱化を推進していきます。

4

無電柱化を推進する路線

4-1 無電柱化推進に関する基本方針

これまで無電柱化は、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」の観点から推進されてきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化により、特に「都市防災機能の強化」の重要性が改めて認識されています。

特に近年は、台風の大型化や集中豪雨等が頻発し、倒木や飛来物起因の電柱倒壊が多発しています。また、令和6年1月1日には能登半島地震、令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震など、地震活動が活発になっています。南海トラフ地震については、マグニチュード8~9クラスの地震の30年以内の発生確率が70~80%、東京では、今後30年以内に首都直下型地震が発生する確率が70%とされています（2020年1月24日時点。国土交通白書2020より）。

今後想定される巨大地震の際に、電柱が倒壊して迅速な被害の妨げになることは避けなければなりません。そこで、瑞穂町では、無電柱化の3つの目的のうち、**都市防災機能の強化に寄与する道路の無電柱化を推進**することとします。

4-2 無電柱化計画路線の選定の考え方

本計画では、都市防災機能の強化に寄与する道路として、以下の町道を選定します。

- ☑ 緊急輸送道路に位置付けられている町道
- ☑ 役場や消防署などの防災上重要な拠点と第一次緊急輸送道路等の幹線道路を接続する町道
- ☑ 国道・都道の無電柱化と連携する町道
- ☑ 消防署や災害拠点病院、区市町村庁舎の前面等の町道
- ☑ その他の防災上重要な町道

4-3 無電柱化計画路線

1 町道3号線

選定理由

- ・ 第二次緊急輸送道路
- ・ 役場、消防署と第一次緊急輸送道路（新青梅街道）を接続する路線

事業手法

- ・ 電線共同溝方式

2 町道 302 号線

選定理由

- ・ 第二次緊急輸送道路
- ・ 消防署と町道 3 号線を接続する路線

事業手法

- ・ 電線共同溝方式

3 町道 304、307 号線

選定理由

- ・ 第三次緊急輸送道路

事業手法

- ・ 未定（※財源の確保を含めて、今後事業手法を検討します）

4 福生都市計画道路 3・5・23 号線

選定理由

- ・ 沿道に石畑防災広場（一時避難場所）があり、
第一次緊急輸送道路（新青梅街道）と接続する路線

事業手法

- ・ 未定（※今後、新設道路の建設と併せて整備を行うよう検討します）

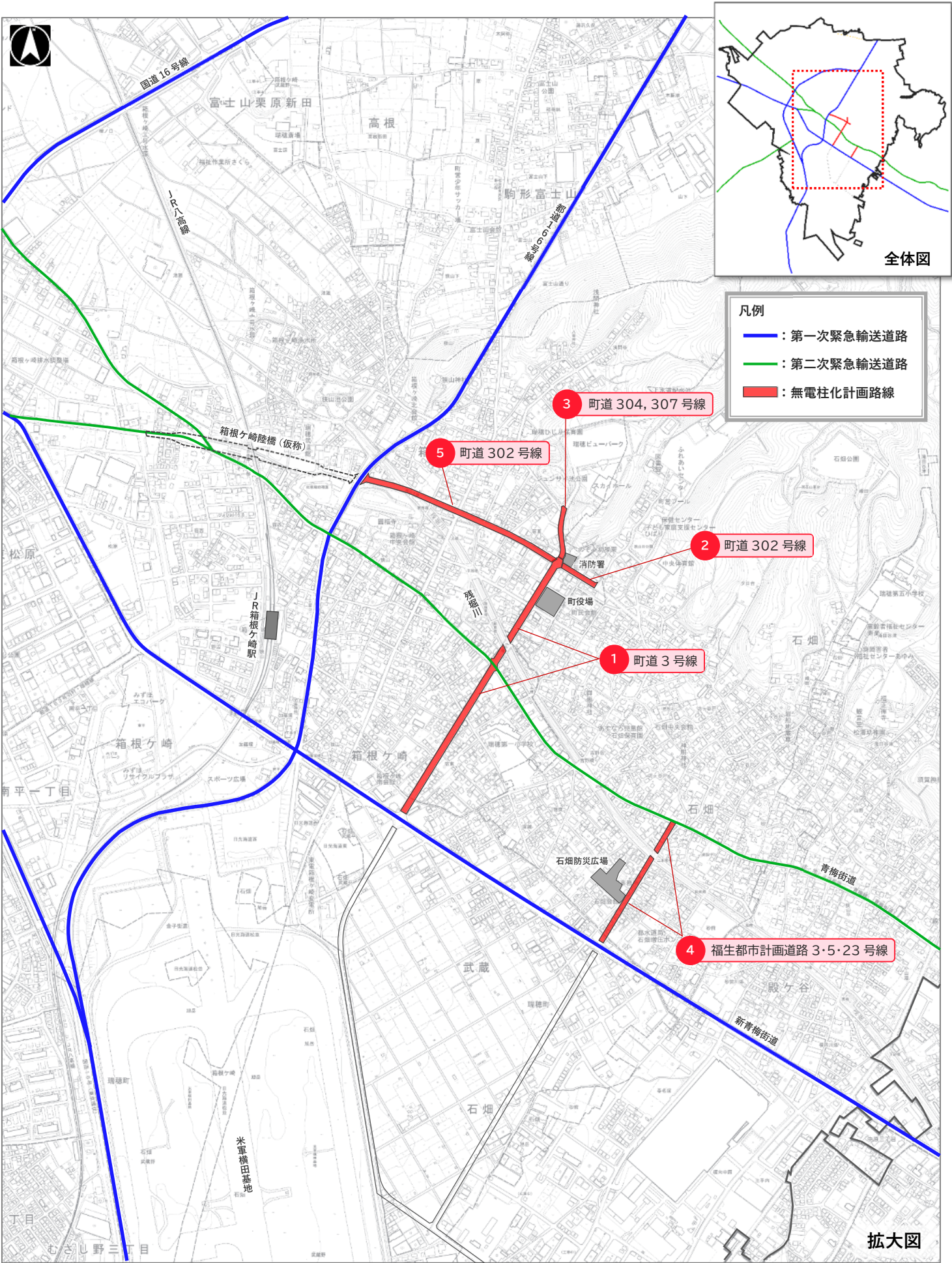
5 町道 302 号線

選定理由

- ・ 消防署と第一次緊急輸送道路（都道 166 号線）を接続する路線
- ・ 箱根ヶ崎陸橋（仮称）が完成すると東西方向の交通ネットワークの強化に
寄与する路線であり、防災上重要

事業手法

- ・ 未定（※財源の確保を含めて、今後事業手法を検討します）



5

無電柱化を推進する施策

5-1 国や都の支援制度の活用

無電柱化には多額の費用がかかることから、国では自治体に対し、無電柱化推進計画事業補助制度（個別補助制度）や社会資本整備総合交付金による財政支援を行っています。また、東京都では、区市町村が実施する無電柱化事業に対する財政支援（通常補助、防災に寄与する路線、チャレンジ支援事業）を行うとともに、東京都電線共同溝整備マニュアルの整備や実物大モデルを活用した技術研修会を開催するなど技術支援を行っています。

町では、こうした国や都の補助制度を活用することで財源確保を図るとともに、技術支援を活用することで、事業を推進していきます。

5-2 企業者調整会議の開催

無電柱化の実施に際しては、企業者調整会議を開催し、上下水道管やガス管などの埋設企業者や電線管理者との情報共有や工事調整等を行い、支障移設工事や電線・電柱の撤去を含めた工事全体の最適化など、期間短縮を図ります。

5-3 推進体制の強化

無電柱化の拡大と加速化に向け、状況に応じて、電線管理者が所有する埋設管路などの“既存ストック”を活用する場合の事業委託や、事業量の増加に対応するため電線共同溝の整備実績を有する団体への事業委託を検討します。また、事業のスピードアップと事業期間の短縮を目的に、設計、支障移転、本体工事、引込管工事、事業調整の包括発注等の仕組みについて、国や東京都の動向を踏まえ検討します。

また、下水道等の町関係所管課や各種事業者との連携を図るとともに、調査・設計や工事にあたっては、東京都が開催する無電柱化推進連絡会議へ参加して最新の動向を把握するなど、執行体制の強化や効率化を図っていきます。

5-4 電柱を増やさない取組み

地震等の災害時に、道路上に設置された電柱が倒壊して、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければなりません。このため、道路法第37条第1項の規定に基づき、緊急輸送道路について、新設電柱の占用を制限します。また、今後、緊急輸送道路と各防災上の重要拠点を結ぶ道路についても新設電柱の占用の制限を検討します。

5-5 無電柱化事業への理解と関心の向上

無電柱化を推進していくためには、町民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。町民の皆様は無電柱化事業への関心を深めていただくため、広報や啓発活動の充実を図り、無電柱化の意義や効果をPRしていきます。

事業着手にあたっては、沿道の方々への事業に関するチラシ配布や、現地での工事広報看板の設置などを行い、事業内容を広く周知していきます。また、工事中においては、各種問い合わせへの対応なども丁寧に実施していきます。



～コラム～

11月10日は「無電柱化の日」

むでんちゅうか ひ

平成28年12月に成立した「無電柱化の推進に関する法律」において、国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、11月10日を無電柱化の日と位置付けています。11月10日は、「1」を並ぶ電柱に見立て、それを「0」とするという意味に由来しています。

また、同法律では、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされており、国や東京都では無電柱化の日にあわせて広報イベントを行っています。

毎年11月10日は「無電柱化の日」です

第4回「無電柱化の日」フォトコンテスト 入賞作品発表

テーマ① 無電柱化が望まれる風景 (高校生以下の部、一般の部)
テーマ② 無電柱化して良かった風景 (高校生以下の部、一般の部)

東京の動画でライブ配信 <https://tokyodouga.metro.tokyo.lg.jp/buvkge2nhe8.html>

配信日時 令和6年11月8日(金)15:00~15:45

<審査員> 写真家 川合 麻紀 写真家 山崎 友也



俳句コンテスト

無電柱化の日
心に描く電柱のない風景

11月10日は、国で定められた「無電柱化の日」です。東京都では、「無電柱化の日」に合わせて、事業に対する市民の理解を促す、東京都民を対象としたイベントを開催しています。今年度は、11月10日(金)17時～18時30分、「無電柱化の日」を記念して、俳句コンテストを開催します。

俳句コンテスト入賞作品発表イベント

日時 11月8日(金) 17時～18時30分
会場 所：都議会議員会館1階 市民ホール
応募作品数：一般の部 5,332句
小・中学生の部 4,106句
計 9,438句

プログラム：
第一部 講演「パラリンピックと東京の街」
講演者 二級 実徳(東京マラソン)
第二部 入賞作品紹介・入賞者表彰
出演 小池 百合子(都知事)
二級 実徳(東京マラソン)
堀川 聡子(都人)

出典：東京都建設局ホームページ (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/road/kanri/chichuka>)

無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 無電柱化推進計画等（第七条・第八条）

第三章 無電柱化の推進に関する施策（第九条—第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

2 無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び第五条に規定する関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。

3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第五条 道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者（以下「関係事業者」という。）は、第二条の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

（国民の努力）

第六条 国民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 無電柱化推進計画等

（無電柱化推進計画）

第七条 国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画（以下「無電柱化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 無電柱化の推進に関する基本的な方針

二 無電柱化推進計画の期間

三 無電柱化の推進に関する目標

四 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、無電柱化推進計画を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（次条第三項において「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者（次条第三項において「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県無電柱化推進計画等）

第八条 都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、関係電気事業者（その供給区域又は供給地点が当該都道府県又は市町村の区域内にあるものに限る。）及び関係電気通信事業者（当該都道府県又は市町村の区域内において道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して電気通信事業法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴くものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 無電柱化の推進に関する施策

（国民の理解及び関心の増進）

第九条 国及び地方公共団体は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（無電柱化の日）

第十条 国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、無電柱化の日を設ける。

2 無電柱化の日は、十一月十日とする。

3 国及び地方公共団体は、無電柱化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等）

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

（調査研究、技術開発等の推進等）

第十三条 国、地方公共団体及び関係事業者は、電線を地下に埋設する簡便な方法その他の無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

第十四条 国、地方公共団体、関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事（道路上の電柱又は電線以外の物件等に係る工事と一体的に行われるものを含む。）の効率的な施工等のため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（法制上の措置等）

第十五条 政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（無電柱化の費用の負担の在り方等）

2 無電柱化の費用は、無電柱化に係る事業の特性を踏まえた国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて負担するものとする。とともに、政府は、第十三条に定めるもののほか、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する観点から、無電柱化の費用の縮減を図るための方策その他の国、地方公共団体及び関係事業者の負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和二年六月一二日法律第四九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

東京都無電柱化推進条例（平成二十九年東京都条例第五十八号）

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 東京都無電柱化計画（第七条）

第三章 無電柱化の推進に関する施策（第八条―第十二条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）及び関係事業者の責務等を明らかにし、並びに都の区域における無電柱化の推進に関する計画（第七条において「東京都無電柱化計画」という。）の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 無電柱化 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第十一条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。

二 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路で、都が管理するものをいう。

三 関係事業者 道路上の電柱又は電線の設置又は管理を行う事業者をいう。

四 関係電気事業者 関係事業者のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

第二条第一項 第九号 に規定する一般 送配電事業者又は 同項第 十三号 に規定する特定送配電事業者であるものをいう。

五 関係電気通信事業者 関係事業者のうち、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者であるものをいう。

（基本理念）

第三条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性について都民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

2 無電柱化の推進は、都、区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係事業者の連携並びに都民の協力の下に行われなければならない。

3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、良好な街並みの形成に資するよう行われなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、前条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第五条 関係事業者は、第三条の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行うとともに、無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

（都民の協力）

第六条 都民は、無電柱化の重要性について理解と関心を深めるとともに、都が実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 東京都無電柱化計画

（東京都無電柱化計画）

第七条 知事は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、東京都無電柱化計画を定めなければならない。

2 知事は、東京都無電柱化計画を定め、又は変更しようとするときは、区市町村が実施する無電柱化の推進に関する施策を反映するなど、区市町村と連携を図るものとする。

3 東京都無電柱化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 無電柱化の推進に関する基本的な方針

二 無電柱化の推進に関する目標

三 無電柱化の推進に関する施策

四 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

4 知事は、東京都無電柱化計画を定め、又は変更しようとするときは、関係電気事業者、関係電気通信事業者及び都民の意見を聴かななければならない。

5 知事は、東京都無電柱化計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 無電柱化の推進に関する施策

（都民の理解及び関心の増進）

第八条 都は、無電柱化の重要性に関する都民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（道路の占用の禁止等）

第九条 都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、道路について、道路法第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況等を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないものとする。

2 関係事業者は、前項の場合において、現に設置し、又は管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

（調査研究、技術開発等の推進等）

第十一条 都及び関係事業者は、電線を地下に埋設する簡便な方法その他の無電柱化の迅速な推進及び費用の削減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

第十二条 都、関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事（道路上の電柱又は電線以外の物件等に係る工事と一体的に行われるものを含む。）の効率的な施行等のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年九月一日から施行する。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）**一部抜粋**

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合

二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合

三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

捕捉：

- ・ 第三十三条：道路の占用の許可基準
- ・ 第三十五条：国の行う道路の占用の特例



瑞穂町無電柱化推進計画 令和7年3月
【発行】
瑞穂町 都市整備部 建設課
〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
TEL 042-557-0501（代表）
FAX 042-556-3401